

事務名	墓地及び火葬場のみなし許可に係る届出
根拠法令	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第 5 条

法第十一条第一項又は第二項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされる場合にあつては、その墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。